

平成25年第4回

伊根町議会定例会会議録

平成25年12月18日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成25年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

| | | | | | | | |
|--|----------------------------|-----------------------|--------|---------|--------|-------|--------------------|
| 招集年月日 | 平成25年12月18日 水曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開会 | 平成25年12月18日 13時30分 | | | 議長 | 宮下 愿吾 | |
| | 散会 | 平成25年12月18日 16時15分 | | | 議長 | 宮下 愿吾 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 出席10名 欠席 0名 |
| | 1 | 和田 義清 | ○ | 6 | 松山 義宗 | ○ | |
| | 2 | 上辻 亨 | ○ | 7 | 三野 三千彦 | ○ | |
| | 3 | 濱野 茂樹 | ○ | 8 | 泉 敏夫 | ○ | |
| | 4 | 宮下 愿吾 | ○ | 9 | 大谷 功 | ○ | |
| 5 | 佐戸 仁志 | ○ | 10 | 奥野 良一 | ○ | | |
| 地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名 | 職 | 氏名 | 出欠 | 職 | 氏名 | 出欠 | 出席12名 欠席 1名 |
| | 町長 | 吉本 秀樹 | ○ | 総務課主幹 | 鍵 良平 | ○ | |
| | 副町長 | 小西 俊朗 | ○ | 住民生活課主幹 | 石野 靖 | ○ | |
| | 教育長 | 石野 渡 | ○ | 地域整備課主幹 | 泉 吉広 | ○ | |
| | 総務課長 | 泉 良悟 | ○ | 地域整備課主幹 | 須川 清広 | ○ | |
| | 住民生活課長 | 上山 富夫 | ○ | 教育次長 | 梅崎 良 | ○ | |
| | 地域整備課長 | 白須 剛 | ○ | 会計管理者 | 前野 義明 | ○ | |
| | | | 代表監査委員 | 坂中 宗一郎 | × | | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議 会 事務局長 | 今岡 敬雄 | ○ | 主 事 | 西口 里沙 | ○ | |
| 会 議 録 署名議員 | 2番 | 上辻 亨 | | 7番 | 三野三千彦 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議に付 した事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | | |

平成25年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成25年12月18日(水)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 亀島地区下水道管布設工事について 佐戸 仁志
供用開始後の公共下水道マス有料について
- 福祉対策について 和田 義清
- 農業振興について 大谷 功
- 診療所について 松山 義宗
防犯カメラの設置は
- 「町長まちづくりトーク」の現状と課題について 上辻 亨
子ども安心カードの導入について
- 港湾の整備について 泉 敏夫
- 地域住民と観光客との関係に関する一定のルールの方策の策定 濱野 茂樹
について

日程第 3 意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について

日程第 4 意見書案第6号 「小規模企業基本法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出について

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 亀島地区下水道管布設工事について 佐戸 仁志
供用開始後の公共下水道マス有料について
- 福祉対策について 和田 義清
- 農業振興について 大谷 功
- 診療所について 松山 義宗
防犯カメラの設置は
- 「町長まちづくりトーク」の現状と課題について 上辻 亨
子ども安心カードの導入について
- 港湾の整備について 泉 敏夫
- 地域住民と観光客との関係に関する一定のルール策定 濱野 茂樹
について

日程第 3 意見書案第 5 号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出について

日程第 4 意見書案第 6 号 「小規模企業基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出について

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成25年12月18日(水)
午後 1時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) 定例会も最終日になりました。ご苦労さまです。

早速ですが、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

2番、上 辻 亨 君

7番、三 野 三千彦 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、亀島地区下水道管布設工事について及び供用開始後の公共下水道マス有料についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番(佐戸仁志君) 皆さん、ご苦労さまでございます。

早速、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成23年度から始まりました伊根地区下水道工事も26年度は最終年度となり、亀島地区の配管布設工事となりました。亀島地区は、迂回路はなく、道路幅は狭く、片側通行もできない伊根地区一番の難工事地区であります。工事期間、工事時間の厳守は当然のことではありますが、通行どめ地区外に住民の仮駐車場を確保すること、徒歩、自転車、バイクなどは安全に通行させること、福祉サービスの支障とならないようにすること、最も重要な緊急車両の通行などさまざまなことを想定し対応しなければならない地区であります。

伊根地区区長会の要望の中で、町長からお聞きいたしました、鉄板を準備し緊急車両の通行の際は速やかに通行させる、工事期間短縮のため2業者に発注し、2方向より工事を進めるなどいろいろとお聞きいたしました。

私が思う工法ですが、鉄道の工事、草刈りなどによくやっている工事監督以外に時計を持ち、役場、消防、警察等と連絡をとり、工事監督に時間の指令を出すタイムキーパーを置く方がいいのではないかと考えております。仮に、工事時間は8時30分から10時、10時から30分間は鉄板を敷き、社協等福祉車両などを通す。10時30分から12時まで工事をし、12時から1時間、通行どめを解除する。午後は1時から14時30分まで、14時30分より30分間は車両を通し、15時から17時まで通行どめとし、工事を行っていく。この時間全てをタイムキーパーが管理し、その他緊急車両の通行などにも対応するというのはどうでしょうか。

もう一点の工事期間短縮のため2業者に発注し、2方向より工事を進める方法ですが、私も時間を短縮、工期を短縮とする点でいい方法だと思っております。しかし、ご存じと思いますが、現在公共工事が多く発注され、土木建築業者は多忙で、入札が流れたりする事例が多々起こっておると聞いております。もう一点、業者が多忙で工事が大幅におくれるということも聞いております。

それともう一つ、工事資材が高騰しており、この難工事に2業者が求まるのか、工事費高騰も予想されていますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、供用開始後の公共下水道ます設置有料についてお伺いしたいと思います。

伊根町では、本庄浜地区、新井地区、蒲入地区、そして今回の伊根地区において下水道供用開始後、伊根町に新規下水道公共ますの設置を申請すると、加入負担金を納入した上で実費で道路内にある下水道本管に接続するとお聞きし、大変驚いています。加入負担金は下水道管布設の住民の一部負担金であると私は理解しております。私の知る限り、近隣市町で加入負担金を払った上で公共ます設置が有料であるところはございません。宮津市は、公共ます設置を申請すると申請業者が市の単価で工事を行う。京丹後市、与謝野町は、公共ます設置申請後、市町が設計し、入札を行い、業者を指定し設置を行うこととなっています。当然ではありますが、住宅建築主は加入負担金の支払いをするだけで工事費は無料であります。

私の長年の知識の中では、公共ますというものは公共という言葉がついているだけあって官民の境界であり、建築主が実費で設置するのではないはずですが、もし仮に有料とするにしても、今回の伊根地区で施工される下水道設備は他地区の自然流下型ではなく、主に各戸に真空装置ますを設置するという方式であります。何軒かで自然流下後、真空装置を流すという場所もございます。真空装置ますは個人が設置するには高額であり、地区、場所によって設置費用が大きく違い、私は不平等であると思います。工事方法にしても、真空式の本管に穴をあけると全ての下水道が使用できなくなる。町職員が指導するとはいえ個人の責任で工事施工していいものか、町発注の工事とし、町が責任を持って管理したほうがよいのではないかと私は思います。

伊根地区は住宅、舟屋が伝建物であるという家が多く、解体し、2階建て、3階建ての新築住宅を自由に建てるということではできません。若い人が定住する場合、数は少ないと思いますが、宅地を求められ家を建てる場合、下水道公共ます設置だけに100万以上の費用がかかるものと思われる。町が進める定住促進政策の足かせとなるのではないのでしょうか。今まで有料で公共ますを設置された方があるのならお返しし、以後無料とするのがいいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

伊根地区では、農業集落環境整備事業によりまして漁業集落排水工事を平成22年度から実施しております。ようやく来年度に全区間の工事が完了する見込みとなっております。残りの区間は立石、耳鼻、亀山地区でございます。道路幅が狭く、迂回路がないため、長期間の通行どめによる工事実施となります。

そのような中で、工事の進め方のご質問でございますが、伊根地区区長要望時にも話をさせていただきましたように、工事延長が長く、水道の本管布設がえ工事でも3カ月余りを要しましたので、1方向から実施するとその倍以上の期間がかかります。大変懸念をしております。したがって、立石側と亀山側の2方向から工事を実施し、工事の短縮を図りたいと考えます。また、通行どめの時間も、迂回路がないため終日ではなく、昼は通すようにし、緊急時には鉄板敷設し、救急車などが通行できる体制をとりたく考えております。また、駐車場の整備等についても考慮をしております。

予算の予想のご質問でございますが、当然2つの工事区間に分割することと、緊急時の体制や工事工程の増加によって割高になることが予想されます。また、議員おっしゃいましたとおりに、確かに大変物が高騰をしております。人夫賃のほうも上がっているのではないかと、また京都府内でも大きな工事、いわゆる京都縦貫であったり、与謝野町から森本のほうへ行くあの工事、そちらのほうに大変業者が集中をしておるようであります。よって、なかなかその手だてというものが難しかろうかとは思いますが、それはそれ、そうならないように頑張ってお金を使いたい。予算の要望枠は、正確には積算できておりませんが3億円程度としております。

また、議員おっしゃいましたタイムキーパーの採用でございますが、細かいことにつきましては工事前に検討いたしますけれども、そのような方法もとれば、いたく本当に正確にそういう時間帯も守ってできますので、検討はさせていただきたいなと思っております。

次に、供用開始区域で新たに公共ますを設置するときの個人負担についてのご質問でございます。

伊根町では、供用開始した区域内で新たに公共ますを設置する場合は、加入分担金45万円の徴収と本管から公共ますまでの接続工事費を個人負担で実施いただいております。このことについて

は、集落排水事業を実施している近隣の市町でも取り扱いがさまざまでございます。分担金、工事費とも個人負担なし、負担金は徴収するが工事は市町で、逆に工事は個人負担で分担金不要、そして伊根町のように両方とも個人負担、分担金を取って個人負担でやっていただく。これ議員おっしゃいますように近在でないと言いますけれども、福知山市はそうであります。伊根町と福知山市はそのようなふうに取り扱っております。

また、真空用の公共ますは1基当たり、本当に議員おっしゃるとおり一般のもので47万円前後と大変高額であります。しかしながら、自然流下式と対比して不平等というのはいかかなものでございましょう。要するに、災害復旧であったら、いわゆる農地が同じ農地の面積を災害復旧するに当たっても、のり面が高かったり、はたまた重機を搬入できないような場所では、これはもう工事費というものは割高になります。割高になれば、当然分担金も大きくなるわけであります。それを一律平等にせよと言われても、それはなかなか難しい話でございます。また、ちなみに伊根町と同じ方式をとっているところであれば、舞鶴市の神崎であります。神崎におきましても自然流下式、それはもう工事負担ですよ、自己負担でお願いしまっせと。安いですからね。しかしながら、いわゆる真空式を採用して、それで工事をする場合は50万円の工事費をいただきますと、そういうふうになっております。

そして、これらの全てのことは市町村の決め事であります。これらの決め事が伊根町において明記されているのは、伊根町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、これでございます。本条例が制定されたのは、本庄浜地区で事業着手されてからでございます。それ以来、その条例の通り本庄浜、新井、蒲入を運営しているところでございます。現実に数件、45万円の加入金をいただき、そして工事費自己負担で事業をしていただいております。目前に伊根町の集落排水事業が完成しようかというこの段階で、その条例の見直しの予定はございません。

今の段階では、新設建設者の云々ということではなく、いかにして既設の公共ますにより多くの皆さんが接続していただけるかを大変憂慮しておりますので、その辺を頑張って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問よろしいか。佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 納得がいけないところが多々ございますが、ぜひできることなら、土地を購入される方が安価で購入できるような方法がとれば、伊根町の定住促進にもなるのではないかと私なんかは思うんですが、返答はよろしいでございます。ありがとうございました。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、福祉対策についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、福祉対策について、通告書に基づき私の一般質問に入らせていただきます。

当町のみならず、現在、我が国はかつてないスピードで人口は高齢化し、65歳以上の高齢者の数は3,000万人を突破したと言われております。これに少子化が加わり、これまで経験したことのない超少子高齢化社会の到来を迎え、国家予算に占める社会保障費の割合は増加の一途をたどり、福祉対策は国、地方自治体にとって大きな課題となっております。このような流れの中、国は在宅介護、高齢者の自立した生活のできる体制づくりを奨励し、地域福祉の時代の到来と言われ数年が経過しております。地域福祉を含む社会保障である福祉対策は、小規模自治体に限らず国家政策と一対のものであり、福祉政策を推進していくためには、地域生活基盤を支える国家政策、地方自治政策が機能していることが大前提であり、国と地方の明確な役割遂行があってこそ成立するものであることは周知の事実であります。

2000年に社会福祉事業法から社会福祉法に名称を改称されたこの社会福祉法下における地域福祉の定義は、当町で策定された第6次伊根町高齢者健康福祉計画の中の計画策定の基本的な考え方の中にも明記されておると認識しております。誰もがその個性に応じて主体的に生活を送ることができる、明るく活力ある高齢社会を社会全体で支える体制で構築すると示されております。また、この高齢者健康福祉計画は、高齢者が可能な限り地域で自立した日常生活が営むことのできるよう介護、予防、医療、生活支援、住まい、この5つのサービスを一体的に提供していく、いわゆる地

域包括ケアを推進し、明るく活力ある超高齢化社会を創造していくため長期ビジョンを具現化し、高齢者施策を総合的、計画的に進めるために策定され、現在この計画に基づいて支援事業が行われていると認識はしております。

他の自治体の福祉対策にも目を向けますと、当町のように計画に基づき福祉対策をやっておられるところもあります。また、地元の商工団体を通じ、地元の企業、社協、NPO等連携し、有償ボランティア、無償ボランティアと形態がさまざまですが、中には国の緊急雇用創出推進事業を活用しながら、管轄内の経済活性化につなげようとしている自治体も見られます。もちろんこのような試みは、自治体の規模や地域性により取り組み方は地域事情に合わせさまざまな形をとっており、他の事例の効果検証を参考にしながら、当町でも取り組めることがあればと考えます。

以上の視点から、以下の3点について町長にお尋ねいたします。

現在行われている買い物支援、泊泉苑へのマイクロバス送迎は、地域包括ケアの5つのサービスのうちの生活支援でもあり、介護予防のための支援または高齢者を地域全体で支える活動支援事業として、健康福祉計画策定に当たり、高齢者ニーズ調査結果の上位にあった外出時の移動手段の確保に応えた評価に値する事業でもありますが、現在の利用状況、問題点、課題点があればお示してください。

2点目、今後町内の福祉対策を中心とした支援事業を町内の事業者、社協とのさらなる連携の中で、町内雇用の創出、町内の経済活性化につなげていくことについてのお考えがあるか、お示してください。

3点目、総人口の減少化に加え、65歳以上の人口については今後も微増傾向、後期高齢者及びひとり暮らしの高齢者も増加傾向にある少子高齢化進行中の今後の我が町における福祉対策について、現状どのようなビジョンで取り組んでいかれるのか、お示してください。

以上3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のマイクロバスを使用した支援事業についてでございますが、高齢者支援対策として公用車を使用している代表的な事業としては、買い物支援に10人乗りのハイエースを、また老人クラブ等の送迎にはマイクロバスを活用しており、多くの利用者の皆さんに喜んでいただいております。

利用状況といたしましては、買い物支援については町内各地を8ルート、月2回運行できるよう設定をしております。本年4月から10月の利用者は延べ627人であり、昨年度よりも利用者数は伸びております。また、過日、朝日新聞でもこの事業を取材いただき、なかなか好感を持って大きく報道をいただいたところがございます。また、老人クラブ等の送迎については、8つの各単位老人クラブ150名程度の会員が月1回程度利用され、主に各地区から泊泉苑の間を送迎しております。どちらの事業も、高齢者が自宅に引きこもらず外出いただくことで、健康や生きがいづくりにつながり、大きな成果を上げているものと考えております。

利用状況については以上でございます。これぐらいのことでしたら、いつでも担当課に聞いていただければ、ご紹介はさせていただきます。

また、問題点、課題点はあるのか。

現状としては、問題点、課題点はあるように考えておりません。また、そのような点が議員お気づきになられましたらご指摘のほどをお願いいたしたく思います。ご教示いただきたく思います。

しかしながら、1点だけ若干懸念される点がございます。せんだつても国のほうから、地方公共団体が白タクまがいのことをしちゃいけませんよというようなことが言われております。全国的に言われておるんですけれども、こういう公用車を利用しての移送サービスというんですかね、無償での送迎というものが、いわゆる白タクまがいであろうと、違法であると言われないうちに、この辺は気をつけなければいけないなど。我々伊根町の福祉の一環であると、しっかりその辺のところを明示していかなければいけないなど、そのところは注意したいと思っております。

次に、2点目の福祉対策事業による経済の活性化をとのご質問でございます。

私、基本的には福祉は命の世界でございます。経済はお金の世界であります。この両者をコラボ

するのはなかなか難しくあろうかなと思います。老人福祉は徹底的に町でやる、それが町の経済効果、税収につながるか、これは無縁でありましょう。なかなか難しくございます。福祉は福祉として、その充実、向上に努めたい。経済の活性化は、農林水産業やその6次産業化、海の京都とも連動した観光業の振興策等々により当町の経済の活性化を図りたく考えております。

思いますに、経済活性化でありますけれども、伊根町から農業者や漁業者がいなくなれば、農村も漁村も荒廃をいたします。農山村、漁村の景観もあつたものではない。海・山の産物も景観もなくなれば、当然、観光産業もあつたものではありません。商工業の振興というものは農林水産業の振興とイコールに思います。要するに、当町におきましたら農業、漁業といったものをしっかりと支援し、その産物、そして観光業と相まって6次産業化し、もっともつもうかる仕組みというものをつくる。もつて子供たちにこの町に人として穏やかで幸せな人生があることを教え、末のUターンにつないでいきたい。そういうことが伊根町の経済の活性化であろうかと思っております。確かに自由時間のある方に福祉事業を手伝っていただいても、議員もおっしゃつたとおりでありますけれども、ボランティア的なパートタイムに思います。生計を担うには至りません。伊根町の経済の活性化というものには、なかなかつながらないように思います。

また、国の緊急雇用創出推進事業は、当町も目いっぱい活用しております。国の予算枠がまだ広がるようなことがあれば、別に福祉に限らず町の役に立つ雇用の機会をさらに創出したいと思っております。しかしながら、福祉分野において町内事業者と連携した新たな雇用創出は、大きなものは無理でございますが、先ほど申し上げましたボランティア的なパートタイムなら可能であろうかと思っております。今後は商工会さんを中心にして、福祉関係機関と町内事業者を交えた異業種間の交流会を開催するなどして、伊根町に適した新たな福祉サービスの掘り起しなどについて検討したく考えております。議員の皆様はじめ町民の皆さんにもどしどしとご提案をいただければと、そのように感じております。

最後に、福祉対策ビジョンについてでございます。

なかなか福祉と一言で言っても、さまざまな分野があり、その対策は多種多様でございます。和田議員は、とりわけ高齢者について言われておつたようでありますけれども、福祉ということであれば大変多岐にわたります。

第5次総合計画の第3章で「活き生き・暮らしの応援」として、保健事業の拡充、医療体制の確保・充実、子育て支援の充実、高齢者の支援、障害者の支援と5つの項立てをしております。それぞれの項において多くの事務事業を展開しております。言ってみればこれが伊根町の福祉のビジョンでございます。総合計画の基本構想部分は10年間を計画期間としておりますが、平成26年度末で前期5年間の計画期間が終了いたしますので、平成26年度には後期5年間の計画期間に向けて基本計画を見直す年に当たっております。福祉につきましては、前期同様に人が活き生き、これが大看板でございます。この町で暮らす誰もが活き生きと輝くことができ、この町を愛し、幸せを実感して住み続けられる伊根町を目指すこと、これがビジョンでございます。そのビジョンに何ら変わりもございません。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます。

町長おっしゃいますように、2番目の今後の雇用創出というのは、福祉と町内の経済活性化というのは確かに大きな枠では難しいと思っておりますけれども、雇用創出がもしでき、福祉のほうの体制も充実し、互いに雇用創出のほうもできればということで、異業種間交流をしていただくというようなご答弁をいただきましたので、ぜひともそちらのほうを今後推進していただいき、さらなる福祉の向上に努めていただきたいことお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、農業振興についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、通告に基づきまして質問に入ります。

米について質問をさせていただきますので、最近の米政策と絡めて質問させていただきます。

政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、11月26日に農業基本政策の抜本改革についてを

決定しました。来年から米の生産調整、減反、転作、これを廃止するなど農業政策を大きく転換させます。生産調整は、国民の主食で、百数十万人もの生産者がいる米の需要・供給と価格を安定させる上で一定の役割を果たしてきました。転作の条件づくりなど問題もありましたが、農家も産地も国が示す計画のもとで生産をしてきました。それを5年後に廃止をし、生産量も価格も市場任せにする米政策の大転換であります。同時に重大なことは、米の輸入の増大を念頭に、環太平洋連携協定の参加、米への国の関与を全面的になくそうとしていることでもあります。

この政策転換の主な内容は、政府が生産目標を割り当て、それに基づき生産を行う農家に助成金を支給し、米の需給関係を安定させてきた従来のやり方を5年後になくすというものであります。また、自民党農政が掲げる攻めの農政に基づき、米以外の作物の生産振興や農業の多面的機能に着目した助成政策の組みかえなども行われます。米に関しては生産目標の割り当てのほか、米の直接支払交付金、米価暴落時の米価変動交付金などを廃止します。ただ、来年度から全廃となると現場が混乱するとして、直接支払交付金は来年度から半減となります。米価変動交付金などの収入影響緩和対策は来年産から廃止となります。その後、対象を認定農業者、集落営農、認定就農者に限定をし、農業者抛出による仕組みへの移行が計画されているようでもあります。

この政策変更は豊作、凶作時の変動が避けられず、生産者が百数十万人もいる米の需給変動を全面的に市場任せにするということでもあります。米の過剰で生産者価格が大暴落しても、生産者の責任になります。地域経済にも大きな打撃を与えかねません。将来の見通しが立たないという声が聞こえてきます。

そして、今回の目玉とされているのが飼料用米の交付単価の引き上げです。飼料米生産は飼料製造工場や畜産経営と連携できれば有効であります。私たちも実用化を求めてきましたけれども、生産は伸び悩んでいます。その原因には地域に飼料工場や畜産農家が少なく、一旦栽培すると品種がまぎってしまい、食用米がつくれなくなるなどが挙げられています。10アール当たりの飼料米生産助成金が現行8万円から最高10万5,000円にふやされますが、しかし面積から収量に基づく払いにかわるため、最高額の支払いを受けるには680キロの生産が必要となります。伊根町のような零細な稲作は良食味であるにもかかわらず、今後もつくり続けられるか心配するところでもあります。攻めの農業の推進で攻められているのは、伊根町のような小さい農家ではないかと思われれます。今後の農政改革を注意深く見ていきたいと思っております。

さて、今、丹後米コシヒカリが23年、24年と2年連続で穀物検定協会による食味検定で、魚沼産のコシヒカリと肩を並べる特Aランクに評価をされています。過去にも19年、20年、21年と3年連続、15年、16年と連続、元年、2年、4年と平成時代に入ってから合計10回特Aにランキングをされています。

米の食味ランキングは、炊飯した白米を実際に試食して評価する食味官能試験に基づき、昭和46年産米から毎年全国規模の産地・品種について実施をしています。食味試験のランクは、複数産地コシヒカリのブレンド米を基準米として、これと試験対象産地品種を比較しておおむね同等のものをA'、基準米よりも特に良好なものを特A、良好なものをA、やや劣るものをB、劣るものをB'として評価を行い、この結果を毎年食味ランキングとして取りまとめ、発表をしています。丹後米コシヒカリは高品質、良食味を目指すことに加えて、生産者にトレーサビリティ——栽培履歴記帳の徹底を図りまして、施肥月日、量、農薬の施用月日、施用量を明確に管理しておりますので、高品質、良食味にプラスして安心・安全な丹後産コシヒカリとなっております。

伊根町産のコシヒカリもこのことについては厳格に踏襲をしております。その産地の一つとして、今こそ町内でのおいしい米の消費拡大に取り組む必要性を感じているところでもあります。あわせて生産費を償う採算のとれる米づくりへの支援が求められています。本来、米の価格保証制度の確立は国の責任ですが、待ったなしの課題と受けとめ、農家への支援が必要ではないでしょうか。

こういう中で、私が注目したのが宮城県大崎市鳴子町の鳴子のお米プロジェクトであります。米の政策転換で切り捨てられた小さな農家を消費者も含めた地域の力で支えようと、観光協会をはじめ消費者の協同で立ち上げたプロジェクトであります。農家が意欲を持って米づくりのできる価格9,000円を保証し、地元への販売価格は1万2,000円でその輪を広げようと活動が始まっています。旅館、ホテル、食堂などから注文が入り、つくる人、食べる人、応援する人の輪が広が

り、所得増に刺激をされ後継者も生まれていると聞いています。事務局は市の総合支所観光農政課に置かれ、農協も協力体制をとっているとのことであります。

伊根町内産の米を町内で消費をし、また民宿等への販売も含めて地産地消を推進し、農家が安定して生産できるよう、また食べ手がおいしく、安心して購入できることを条件に、食べ手が町内産の米を買い支えるシステムを農家、行政、JA、観光業者、消費者が協同でつくることができる場と考えています。今後、稲作、米の価格、米の需給については不安定要素がいっぱいであります。今のうちにこのシステムをつくり上げておくことが必要かと思えます。地元で生産された安心できる最高級の米を地元の消費者に食べていただくということは、生産者にとってもありがたいことであり、消費者にとっても伊根の安心・安全な顔の見える米を食べられることはぜひいたくなことです。メリットがあると考えます。双方のニーズが合致するのではないのでしょうか。その先頭に行政が手を尽くすべきだろうと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

地産地消による農業振興についてでございます。

議員がおっしゃいますとおり、国が農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持するため、1970年から40年以上続けてきた米の生産調整、減反というものを5年後の2018年度になくす政策転換方針を正式決定されました。また、1反当たりの補助金も次年度から1万5,000円から7,500円に半減をし、5年後にはなくす方向だそうでございます。いわゆるTPPをにらみ、農地集約を通じた農業の競争力強化を即すのが狙いでございまいしょうが、政府は5年後から都道府県ごとの米の需要予測や売れ行きぐあい、在庫状況の情報提供にとどめ、農家が自主的に経営判断して米をつくれるようになり、国による生産目標の配分は約50年で役割を終えることとなったわけでございます。首相は、生産調整の見直しで、農家がみずからの経営判断で作物をつくれるようにする農業を実現するとは言っておられるわけですが、私も果たして農家にそのような判断のもと、主食米から飼料米や酒米、他の作物への転換が円滑に進むか未知数のところが大きいように感じております。

二、三日前でございますけれども、農業会議がございまして、私も京都府のほうのその役員になっておりますので参加をさせていただきました。その席でも、ことしの減反割り当てが来ておりました。京都府内で2,000t余りが少なくなる予定であります。間もなく、それについての農業者の皆さんへの説明もあろうかと思っております。

そんな中で、いろんな方策も聞きますけれども、甚だ、議員おっしゃいましたように不安に思うわけであります。いわゆる飼料米、そんなものをつくっても、近畿管内で誰が買ってくれるんでしょうね。確かに、何かほとんど買ってくれるようなところはないようであります。また、飼料米というのはいわゆるカロリーが低うございます。また、鶏とかああいうものをつくる場合、卵なんかでも飼料米では色が出ないんですね、あの黄色い色がトウモロコシでなかったら出ない。また、はたまたトラックで運んでいくと、いいものと悪いものが、いわゆる液状化と同じですね、下にたまたり上にたまたり、軽いものは上、重たいものは下、これをまた配合するに大きな機械が要るそうであります。そういう意味合いにおいて、近畿管内では余り買ってくれるところはないようであります。つくっても買ってくれるところはない。じゃ遠方へ運ぶ、そうすると運賃でほとんどの利益が失われるわけであります。

また、京都府で推奨されております酒米「祝」、これは甚だ背が高くてつくりにくいんですね。すぐ倒れてしまう。収量も上がらない。上がらなければ、議員もおっしゃったとおりですね。反当たりではなく、収量に比例する補助金は少ないものとなってしまいうわけであります。

そんなことに思いをはせますと、残念ながら農家所得倍増論というものは、伊根町農業者と申しましようか、零細な事業者には無縁なように思うわけでございます。

さて、議員ご質問の町内産の安心・安全なおいしい米を町内住民や民宿等で消費することは、現在も多く行われているように認識しております。仮に伊根町で生産されている量を平成25年産米の602tと仮定をいたします。そういたしまして、現在、日本国民の1人当たりの米の消費量は1年で60キロを切っております。60キロといたしましても、これを伊根町2,300人に換算

すると140t弱で賄えるんですね。600tの生産を行って140tの消費、これに伊根町への観光客等流入人口、それを25万人と仮定をいたしまして、1人1食1合、150グラム、そんなにも食べることはないんですけども、そう仮定をいたします。そうしましても37t余りであり、合わせて177t。600t生産をして、消費は伊根町全体で200tに満たないわけであり、なかなか町内で買い支えることは困難でありましょう。

いずれにしましても、町としての地産地消につきましては、伊根町地産地消推進方針の中でも米のみならず町内で生産される全ての食材の利用拡大を進めることとしており、商工会、観光協会、学校、福祉施設等を含めた伊根町地産地消推進協議会を立ち上げ、取り組み状況の情報共有や課題などについて協議し、利用拡大に努めているところでございます。また、子供のときから地域の食材に感心を持つためにも食育にも努めているところでございます。今後もこのような活動を進め、さらなる地産地消や、議員おっしゃいますとおり丹後コシヒカリ、伊根町産も特Aのそういう良米であることを大きくアピールをいたしまして、販路拡大を推進したいと考えております。もう食べるだけじゃあきませんね。皆さんに米買っていただいて、親戚一同に全部送るぐらいのこと、倍ぐらい送るぐらい、それぐらいをしないとなかなか難しかろうと思います。

そう言いましても、本当に日本の国の米政策、大変であります。なかなか何を言っても根本的な解決策はなかろうかと思えます。私、思います、根本的な解決を図るためには、先ほども申しましたけれども、日本人がもっとも米を食べることです。かつては我々2俵食べておったんですね、日本人は1人頭2俵。しかしながら、先ほども申しましたように1俵を割って、60キロも割って、今57キロと言われております。何と云ってもこれが現況であります。食べるんだったらパンではなく、朝昼晩米を食う。パンを食べるんだったら米粉パン。米粉の麺類も普及させる。酒を飲むなら日本酒、焼酎が飲みたいんだったら米焼酎。それぐらいの気合いを持って頑張らなければなかなか難しいのではないかと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 確かに生産量と消費量の差というのはあるかと思えます。その分を、町長も言われましたように積極的によそに向けてアピールをして、余った分はよそにいい価格で売っていくということも考えればいかなと思えますので、ぜひこのシステムが今後検討されますように要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、診療所について及び防犯カメラの設置はを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

診療所の診療及び診療バスについてお伺いいたします。

町民の皆さんにとっては診療体制が十分とは言えないと思えます。町長をはじめ幹部職員の努力により新体制を迎えて年を越そうとしています。

さて、昨今の防災無線の放送の中でよく耳にするのが、眼科診療について予約制であるということをよく訴えております。どのような理由でそういった予約制になっているのか。また、町民にとって予約制というのがどのようなメリットがあるのか。これは管理者であったりとか、お医者さんの都合ということもあるのでしょうけれども、私が聞きたいのは、患者さん、町民にとっての利益ですね、そういったことがどこにあるのかということです。それと予約のない患者さん、この方はまた受診することができるのか否かということも教えていただきたいです。できない場合はどうするのか。

さらに、今年度から診療体制も変わりまして、診療バス運行計画もなされていると聞いておりますが、眼科診療当日に限って筒川上地区から伊根診療所へのバス運行がなされていないとの苦情がございまして。受診希望者はどのように対応しているのか、また今後もこのような状態が続くのか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、以前にも上辻議員のほうから質問がありましたが、再度言わせていただきます。防犯カメ

ラの設置についてでございます。

11月25日に蒲入の船外機の窃盗事件がありました。漁業関係者は大きなショックを受けております。上辻議員もおっしゃられたように、町外から町内に入ってくる車の進入路というのはそんなに多くございません。勘定したところ5カ所ほどだと思っておりますが、その各箇所に防犯カメラを設置することにより、どのような車が通過するかどうかというのは、多分そのレコーダーに残すことができると思っておりますが、そういったことをもう少し早く考えておかれると、この抑止力にもなったのかなというふうに思います。大変残念なことだなというふうに感じておりますし、ぜひとも再発を防ぐためには、抑止力であったり、そういったものが重要になるかと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目のご質問の予約制の実施についてでございます。

これにつきましては、北部医療センターから派遣いただいております医師の都合によるものでございます。具体的には、診察時間が午後1時30分から4時までと医師の拘束時間が限定されていることから、患者人数を制限しなければならない状況であり、そのために予約制とさせていただいております。なお、患者が多いことから、本年4月から診察を月1回から2回の診察にふやしていただいているところでございます。

また、予約がない緊急患者の対応ですが、伊根診療所には簡易な検査機器と薬しかありません。その症状や状況にもよると思いますが、一般的に救急と言われる医療行為については、北部医療センターにお世話になることと思っております。ただし、原則は予約制ですが、急な対応について診療時間内に伊根診療所で診察できる範囲であるならば、来所前に状況を連絡いただければ対応可能な事例もあると思われまので、ご一報いただければ幸いに思います。

2点目の筒川上区の方々のバスの利用についてでございますが、現在、眼科診療を実施している水曜日の午後、筒川上地区から日出方面への便は配車できておりません。今年度から水曜日、その時間帯は本庄診療所の診察日であり、その便を筒川上地区から本庄へ運行に充てたことによるものでございます。バスのダイヤは路線バスへの接続などさまざまな事項が絡んでおり、全て要求を満足させるダイヤの編成はなかなかできておりません。さらに、現在、両診療所とも医師を派遣いただいていることから、診察日にいただける曜日を調整する必要もでございます。利便性の向上を目指したくても経費などの現実を考えれば、多少の不便は出るものと考えます。

また、地元を代表される区長会からの要望事項に、このことについては何もお聞かせをいただいております。また、バスが乗客もなく運行している状況を見て、空気ばっかし運んどるんかいやというような批判を受けるダイヤとなる可能性も否定できないわけでありまして。しかし、可能性を考えれば、医師の診療日の調整と運行ダイヤが合えば、変更することは可能かと思っております。全てのニーズを満足させることは極めて困難でございますが、今後もこれらの調整をしつつ、よりよい体制づくりに努めますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、防犯カメラの設置についてのご質問でございます。

本年11月25日、深夜未明、蒲入地区で発生した船外機11台の盗難事件については、大変残念であるとともに大きな憤りを感じております。その後、京丹後市や宮津市においても同様の盗難事件が発生しております。昨今の盗難被害は、船外機以外にも農作業機械、バイク、自転車、町道のグレーチング等々多岐にわたります。このことを考えますと、防犯カメラは幾つあっても切りがないわけでありまして。また、設置後の保守管理も大変でございます。また、議員おっしゃいますとおり、以前、上辻議員がおっしゃいましたように、こういう個々の例ではなくして、国道、府道、町道の出入りするところにつけてはどうかという話は検討をしております。検討をして最初のこの事件でございます。しかしながら、その防犯カメラがあったとしても、車のナンバーだけがわかって、それを警察に提供したとしても、それが抑止につながる可能性、とられなかったといえなかなか難しいものがあるまいしょう。

9月の定例会でも申し上げましたが、平成24年度中の近隣市町では100件を超える街頭犯罪が発生している状況にあります。今後、町内での犯罪発生を防止するためには、町民一人一人の防

犯意識の向上と安全・安心なネットワークの整備、連携強化や個々の自主的な防犯活動の推進並びに犯罪防止に配慮した環境整備など、みずからもできる防犯対策を講じること、そして地域のつながりを深めて犯罪の機会を排除する犯罪のまちづくりを推進することが最も重要であると考えます。また、宮津警察4駐在所と地域が一体となった防犯ステーションはじめ、関係機関と連携を密にした防犯パトロールをはじめとする防犯活動を合わせ、有効な防犯対策の指導助言を受けるなど、引き続き強く取り組まなければならないと考えております。防犯監視カメラは、言われましたような要所要所の限られたものに関しては検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問。松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 非常に残念です。例えばバスの運行に関しましても、先生の都合ということであれば、それはそれで仕方がないと思うんですけども、やはり町としてはその対策を考える必要があると思います。例えば、福祉車両を利用するだとか、今現在行っていらっしゃる、どのようにして診察をされているのかということ、知人の方をお願いして車に乗せていってもらったりとかされているようなので、できればお願いされたところに何らかのお金を支払ってあげるとか、これは無理、あれは無理、どれも無理ではなくて、できる方法をやっぱり考えていただきたいんですよ。これはこうだからできないと言ってしまうと、もうそこまでだと思えます。ただ、こういう方法はありますよということを何かを提示をしてあげないと、これはもう規則だから我慢してくださいと言われるようなやり方をすると、お年寄りじゃどうしたらいいんでしょうということになるんですよ。

ですから、できないなりに方法を考えていただきたいんですよ。例えば、通常の運行をされている伊根バスに乗っていただいたときの料金を無料にするだとか、何か方法っていろいろあると思うんですよ。そこが非常に残念ですね。それも多分来年になると常駐医師ということももうお考えになっているのでしょうから、運行等々も変わっていくとは思いますが、そういったことを少し考えていただいて、方法を考えてください。できない方法を述べていただくのではなくて、こうすればできますよというところを考えてください。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 町長答弁。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） お答えをしたいと思いますけれども、現状で、どっちかな、眼科じゃなくして診療所の関係。

（「眼科」の声あり）

○町長（吉本秀樹君） 眼科ですね。

（「はい」の声あり）

○町長（吉本秀樹君） 眼科でしたら、いわゆる福祉有償サービスがあったり、デマンドバスがあったり、そういうものがあるわけでありまして。また、誰とは言いませんけれども、筒川上地区からでしたら、伊根の診療所の眼科受診のためにはバスで本庄経由、路線バスで伊根診療所へ来られている方もおられます。そういう方もあって、現実にはそういうことについて、区長会でも何もないんですよ。

また、我々が言わせてもらったのは、町内28集落あって、じゃ28集落が一斉に何時に全部眼科受け入れるようにせえ言われたって、28台バス要るんですよ、それは、これは無理でしょう。ですから、いろんな路線を組み合わせてやっております。

福祉有償バスとなるとちょっとまた乗られる方が限定されるので、またそれに合わない方もおられるかわかりませんね。デマンドバスだったらいけるんですけども、これも一遍、診療所じゃないですけども、本庄から、休診のときにはバスを出しますから、いわゆる言うてもらったら出しますよ。また、町内を回るバスなんかでも配車制にしたところなんかは、でも要望があれば、言うてくれば、事前に申し込みがあれば出しますよと。ないんですよ、ゼロなんですよ。だからやめるんですよ。まあそうでしょうね。だから以前なら月に一遍でしょう。月に一遍の眼科の診療所に行く人が、ある一地域に1人おるかおらないか。そのために1つ、毎日その区間、バスを出せと言われてもね、だめだ、無理だとは言いたくないですけども、ちょっと難しいんですよ。その辺のこと

は我々もお聞かせ願って、そういう現実もあるということですので、改善できるように対処はさせてもらいたく思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。

以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたしたいと思います。

15分間休憩いたしまして、50分の再開にしたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 14時35分

再開 14時50分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「町長まちづくりトーク」の現状と課題について及び子ども安心カードの導入についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

町長のまちづくりトークの現状と課題について。

伊根町長として吉本町長が就任されてから、毎月1回、約30分くらいの時間、住民の方と直接まちづくりのことでお話ができるまちづくりトークを実施されておられます。住民の方の生の声を直接聞き、お話ができるということで、私は本当によい取り組みではないかと思ひます。

ある二、三人の方にまちづくりのトークに行かれた方のお話を聞きました。身近に話ができよかつた、また実際話したことが取り組んでもらえるんだろうとか、町長室は緊張するわなど言っておられました。また、一度も行ったことのない主婦の方や若い人たちにまちづくりトークのことをお聞きしましたら、ちょっと敷居が高いわ、平日の昼間は無理、話をしても町長に話を丸め込まれそうや、また毎月同じ人が行っとなるみたいやでなどの意見が多かつたようでした。

きょうまで取り組まれて、毎月休みなしに誰か来られているのでしょうか。また、まちづくりトークを実施されてから町政に参考になつたことや役立つたような事例があればお聞きしたいです。

次に、子供安心カードの導入について質問させていただきます。

本町の園児、児童・生徒が1日の大半を過ごす保育園、学校では、けがや急病により救急搬送されることがあります。特にアレルギー対応においては時間との勝負であり、一刻を争う状況の中で救急隊にいかに早く正確に伝達するかが非常に重要になります。そこで、救急搬送時に教職員が救急隊員に速やかに園児、児童・生徒の救急医療情報を提供するための子供安心カードの導入を考えます。

この子供安心カードとは、緊急時に園児、児童・生徒を救急隊に引き渡す際に、園、学校より救急隊に提示する個人カードであります。カードには救急隊が必要とする個人情報に記載されています。このカードを園、学校が救急隊に速やかに提示することで、緊急時のより迅速な対応が期待されます。カードへの記載については、園、学校より配付し、保護者の同意を得て記入を依頼し、提出を求めます。園、学校ではカードの管理の徹底を図り、緊急時には使用マニュアルに従って対応できるように教職員の周知を図ります。カードについては、上記目的以外には使用せずに保管し、卒園、卒業時に各家庭に返却します。また、年度当初及び記載事項に変更が生じた際には、各家庭にカードを返却し、内容を確認し加除修正を行います。カードを使用した場合には、出動した救急隊から各学校、園に返却するというカードのことであります。

現場の混乱の中で、いかに搬送スピードを短縮し、救命率を上げ、いかに子供の命を守れるかを考えたときに、この子供安心カードは非常に効果的であり、何より消防本部と連携することで保護者の安心につながると考えますが、当局のお考えをお聞きしたいです。

以上について答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まちづくりトークについてでございます。

これ毎月誰かですか、誰がですか。

（「誰か」の声あり）

○町長（吉本秀樹君） 誰かですか。毎月、誰か来られておるんでしょうかと。

初めは多かったですね。やり始めたころは毎月毎月来られておりました。しかしながら、近年は来られない月も目立ってまいりました。来られるのは個人であったり、まちづくり団体であったり、老人会や区長協議会であったり、さまざまでございます。年齢も一番下でしたら1歳数カ月の子供さんでありました。その子供さんは何も物は言いません。町長室をぐるぐる回っただけでございますし、上でしたら80歳、さすがに90歳を超えた方は来られませんけれども、80歳代の方もたくさん来られます。要望事項であったり、まちづくり提案だったり、はたまた行政への苦情であったり、内容もさまざまでございます。多くの方々が多様な案件で来られますが、確かにうなづくこともございますけれども、逆に指導をすることもございます。そんなことは違う、そういうことを言わせていただくこともございます。

町政の参考になったり、役立ったりしたことはあるか。

これはもう全てなっております。下水道事業、水道料金の改定、住宅改修補助創設、子育て医療の無料化、こういったものは実例でありますし、はたまた交通安全対策から観光振興策、教育、子育てや高齢者福祉、あらゆることにそのご意見を反映させております。たとえお門違いの意見であっても、ああ、そういう考え方もあるのだなということを、そういうことを知ることはまさに行政運営の参考になっております。

先ほど1歳余りの赤ちゃんは何も申しませんと言いましたけれども、1歳余りの物言わぬ子供さんであっても訪れてくれれば、この子供たちのために我々頑張らなければいけないなど、そういう思いは募るわけでありまして。そしてお母さんが一言ぽつりと放射能がと申されました。この赤ちゃんとそのお母さんの一言が、結果として防災担当が毎月毎月ガイガーカウンターを16カ所持って回って、伊根町の放射能を定点で観測をしております。また、いち早く伊根町の農産物の試験をし、この伊根町の農産物は一切放射能の影響は受けておりません、そういうことをいち早く提供をすることもしたこともございます。

ひいては皆さんご存じのように、裏手の駐車場に京都府さんから放射能を常時検知するモニタリングポストを設置いただくことにつながったわけでありまして。最初のうち、毎月定点観測をしておりましたその資料を、京都府さんのほうが逆に、あっ、それ教えてほしいと言うてくれたんですね。その時点では、伊根町にはモニタリングポストは必要ないでしょうと、我々お願いしてもそう言われておりました。でも、そういう経過がその設置に至ったんだと思います。もしものときは、いち早く伊根町はそういう放射能災害の状況というのを把握できるようになっておるものと、そのように思います。

事例を挙げれば切りがありません。しかしながら、私思いますに、まちづくりトークの大事なことはどなたがお見えになるか、話の内容が行政に役立つのか、そういうような問題ではなかろうかと思っております。誰であろうと、どんな話であろうが、町の行政のトップが聞かせていただきますよという、ともに語りましょう、そういう姿勢が大事に思います。月に1度でございますが、町長みずから町民の声を聞く場を設けております。伊根町行政は町民の皆さんに開かれた行政です。その姿勢をアピールし、実施することが大事であろうかと思っております。

次に、子供安心カードの導入についてでございますが、現在、保育所では入所時には各ご家庭から生活環境調査票の提出を求め、生育歴として主に幼少期に患うであろうと思われる病気や接種済みの予防接種の情報など児童の状況を報告いただいております。さらに、食物アレルギーのある児童については、給食調理の際、注意する必要があるため、主治医からのアレルギー除去食指示書を徴しさえもしております。

また、小学校、中学校でも各学校ごとに様式は違いますが、同様に既往歴、アレルギーなどの健康に関することやかかりつけ医の調査を行っており、子供に関する情報を的確に把握し、安全確保に努めております。

他の自治体でも取り組まれているような子供の状況が一目でわかる子供安心カードがあれば、保護者、家庭のもとを離れて保育所、学校で生活する際の緊急時に救急隊へ必要な情報が速やかに伝達されることから有益なものと思われまして。

一方では、個人情報も記載されることから保護者の理解も得る必要もありますが、子供たちの緊

急搬送時などに適切な対応が図られるよう、これらのカードの様式の変更について関係機関と調整してまいりたく考えております。導入について検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） まちづくりトークのことなのですが、非常に私もええ取り組みされているなというふうに思っておるんですが、昼間ということで、なかなか行きたいけれども行けれないという人もおられまして、1年に1度、ちょっと夜やってみるとか、また土曜日だとか休みだとかいうときにも検討していただけたらと思います。

また、この子供安心カードについては検討されるということで、その生活環境調査票という調査票というのは、外部に救急搬送時に持ち出しが可能なのでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点目のまちづくりトークの時間、考えさせていただきます。確かにそうですね。暇な方しかね、暇ね、出てこい言うても来られませんし、また仕事をされておるんですから、土日、そういうときにあったほうが確かにそうだなと、今さらながらに思った次第でございます。考えさせていただきます。

また、うちのカードですけれども、これはもう各保育所であったり学校であったりで、個人で常時つけとるものじゃないですから、学校に置いてあるものですから、それは当然来たときには、それを見て指示が出るようになっておると、そのように私は理解しております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、港湾の整備についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の台風26号により各漁港の悪さを痛感したところでございます。ことしは漁港の調査費もつけていただいておりますが、早期に整備をお願いしたいです。台風の当日につきましては、夜も徹して船の見張りや船の確認に来る人が絶えない状況でございました。こうした状況の中、安心して船が係留できる漁港整備、どう進めていくかを検討していただきたいです。今までにも十分検討はされていると思いますが、特に近年は、異常気象により高波、波浪警報等も多発しております。波高が高くなっています。当日は北防波堤の赤灯台ぐらい高い波が来ていました。人と物とを比べるわけではございませんが、人は避難勧告ができれば、元気な健常者であればおのずと避難ができます。漁船は避難することさえできません。係留ロープをふやすぐらいですが、当日は波が高く船にも乗れず、この船が使えなければもう漁師をやめるというような声さえ聞こえておりました。このような話が出ないような漁港整備を一日も早く行っていただきだけるようお願いしたいと思います。

また、ご承知と思いますが、西東等の港も最近では舟屋先や岸壁に砂がたまり、大変浅くなって、北東の風が吹けば波や砂上がり、また波しぶきが住宅に吹きつける状態です。住宅にも深刻なダメージを与えています。東湾は昨日の穏やかなときでも波しぶきが上がっておりました。早急に港湾整備をお願いしたいと思います。安心して漁業ができる漁村づくりをお願いしたいというように思います。町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

10月16日の台風26号による波浪により水産関係の被害が多くあったことは承知をしております。どの港でもこれまでにない大きな波であったと聞いております。この台風により、町内では建物2軒、漁船5隻、プレジャーボート1隻、定置網7カ統など大変大きな被害があったところでございます。

その対応策について漁港整備をどうするのかとのご質問でございますが、伊根町では今のところ新たな漁港整備計画はございません。どの港も一定の外郭施設や係留施設は整備できていると考えております。しかしながら、今ある外郭施設——防波堤のことですが、これは築造から数十年が経過をしており、当時の設計波高は多分5.6m程度ではなかったかと思われまます。その設計波高

も見直しを重ね、5.6mから6.2mになり、そして現在は7.6mとなっております。現在の設計波高で築造すれば天端高は高くなり、堤体幅も広くなるわけであります。

町では、漁港機能保全事業、いわゆるストックマネジメント事業で老朽化した漁港施設の長寿命化を図っているところでございます。この事業では、保全工事に当たって現在の設計波高で堤体断面の見直しをすることとなっております。したがって、今ある防波堤の保全事業を行う際に天端高も今より高くなりますので、これにより港内の静穏度も上がるものと考えております。本庄漁港、新井漁港とも機能保全対象施設についてはしっかりと実施をしておりますので、いましばらくお待ちいただきたく、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） 早期に安心・安全な漁村づくりをひとつ考えていただきますようよろしくお願ひします。

これで質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

最後に、地域住民と観光客との関係に関する一定のルールの設定についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 政風会の濱野茂樹でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先日、伊根町の特産品である薦池大納言を使ったお菓子の商標登録について特許庁に出願申請いたしました。その中で判明したのですが、現在、舟屋という商標登録の出願申請が本年9月5日に特許庁に申請されております。このまま出願が許可されますと、道の駅で使用されているお店の名称はもちろん、舟屋という伊根町の財産というべき名称が商品、サービスとして提供できない可能性が出てきます。既に行政としてはご認識いただき、出願差しとめに向け準備されていることとは思いますが、伊根町の財産ともいうべき舟屋を含めた商標について、何らかの手だてが必要だと認識した次第でございます。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

現在の日本の観光客は成熟型の旅行を楽しむようになってきております。これまでは、美しい景観や話題になった地域などに赴くこと自体が自己の満足度につながり、いわば物見遊山的な観光が主流であったのに対し、既にそれだけでは満足しなくなり、訪問地での地域ならではの体験や地域住民との交流を目的とする現地体験型旅行へ少しずつ転化してきております。つくられた観光地ではなく、素朴でどこか懐かしい地域住民の生活そのものが魅力であり、来訪者もその生活の一部を見て、さわって、体験したいという思いになってきております。

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものであります。このため、平成19年1月に観光立国推進基本法が施行され、同年6月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定なされました。

平成23年3月に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、さらに国民の自粛ムードや訪日旅行への不安により国内外の観光旅客が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼしました。一方で、国内外から寄せられた復興に向けた支援の輪は多くの観光交流を生み出すきっかけにもなりました。観光は被災を乗り越えた地域を支え、活力ある日本の再生に資する分野であり、平成24年7月に閣議決定された日本再生戦略においても、観光振興が力強い日本の再生を実現するための戦略の一つとして位置づけられております。

日本の成長を牽引し、さらなる飛躍を果たすため、平成24年3月に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、同計画に基づき国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けた取り組みを推進しているところであります。

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域に息づく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要であります。このため、地域における固有の資源を資する観光地を相互

に戦略的に連携させた観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする2泊3日以上滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地とすることで、地域の幅広い産業の活性化や交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国特有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待されています。

また、農山漁村は心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にすよき伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっています。このような中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が食や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素であります。

観光立国推進基本法を基盤としたビジット・ジャパン・キャンペーンなどを経て、本年7月の訪日外国人観光客の数は過去最高となり、初めて100万人を突破いたしました。当町においても、本年3月に観光庁より伊根町観光協会がビジット・ジャパンの案内所の認定を受け、国のサポートを受けながら外国人観光客の対応を進めているところであります。

観光立国推進基本法で観光とは、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解が増進するものであります。また、少子高齢化社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、日本固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信されております。

さらに、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針に基づき、新たな観光圏整備事業を実施する観光圏として、平成25年4月には熊本県の阿蘇くじゅう観光圏をはじめとする6地域がブランド観光圏として観光圏整備事業計画が認定されております。当町をはじめとする海の京都エリアも次年度の観光圏整備計画認定を目指し、京都府の支援のもとさまざまな施策を打ち出しているところでございます。

当町におきましても、東平田地区を重点拠点地域として設定し、来訪者が滞在、回遊する仕組みづくりを民間を中心としてハード、ソフト両面から整備を計画、実施しております。そこで、観光圏の方針である豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めていくに当たり、地域住民と観光客の関係に関する一定のルールづくりのルールの策定について、3項目にわたり質問させていただきます。

まず、1点目と2点目でございます。

観光が現地体験型観光にシフトしてきている中、道の駅舟屋の里伊根と伊根湾めぐり遊覧船に乗って帰るだけでなく、町並みを実際に歩いたり、コミュニティサイクル等で散策する方が徐々にふえてきております。しかしながら、現地体験型観光で人が動くことによって住民と観光客との間でトラブルが発生してきております。原因は観光客が無断で私有地に入ったり、許可なしに撮影したりすること、また釣り客のマナーの悪さ、落書き、火気を用いて食品を焼く、いわゆるバーベキューなど場所をわきまえず行うマナーの悪さによるものでございます。撮影に関しては、世界に誇れる当町のすばらしい景色に目を奪われて、写真撮影に夢中になり、私有地に入ったり、住民を無断で撮影したりすることが原因でございますが、伊根の舟屋群はつくられた景観ではなく、生活空間であることが観光客に正しく伝わっていないことも原因の一つとして考えられます。現在、良好な景観を守り育てることを目標とした景観計画策定に向けた委員会が立ち上がり、施行に向け事業に取り組んでおられることかと思えます。

京都府では、バーベキュー、落書き、打ち上げ花火等について利用者の責務や区域を設定し、安

心・安全で良好かつ快適な環境の整備及び保全を歴史と文化的価値に対する理解のもとで継承、その周辺の自然的及び社会的な環境との調和、適正な利用調整並びに府民協働の推進を図ることを基本理念とした京都府鴨川条例を制定されております。

また、全国には、相模原市のごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例のように、住民、事業者、行政それぞれの役割を定め、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て行為を防止するような条例も制定されております。また、条例の実効性を担保するために、違反者に対し罰金をはじめとする罰則規定も設けられております。

住民と観光客が共存していくためにも、写真撮影に関することや私有地への無断侵入の抑止やごみのポイ捨て、一定エリアでのバーベキュー等の禁止などを明記したルールを制定し、来訪者に周知、啓発する必要があると考えます。ごみの不法投棄は人のマナーやモラルに大きくかかわる問題ではございますが、カルビや各漁港施設において多くのごみが散乱している状況、また他の多くの地域でもごみの不法投棄に悩んでおられる現状、そして漁港施設に至っては漁師さんの商売道具である網の上を車が通行するといった耐えがたい行為、速やかに対処いただきました落書きの件もございました。夜中でも早朝でも関係なく大きな声で騒いで釣りをする、騒音のする発電機をつけたままでの夜釣り、個人の私有地、町有地に勝手に侵入し、釣りをし、その場にごみを放置するといった行為等、このまま啓発看板だけでいわば黙認していくことが果たしていいのでしょうか。釣り人のマナーについては、釣り糸や釣り餌などのごみを放置している、迷惑駐車しているなどの指摘を受けることが多く、これらの行為は生活環境や自然環境に悪影響を与えるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令に違反し、またはその疑いがあるような行為でもあります。

当町は「日本で最も美しい村」連合に加盟する町でございます。貴重な景観や環境を守り、後世に継承する、かつこれらを活用することにより観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展を目指す上で、美観的な美しさを保つために啓発看板では追いつかない状況にきているのではないのでしょうか。町内全域にわたり、道路脇や海岸周辺などにおいてごみの不法投棄のパトロール事業や、日本で最も美しい村伊根町では、美しいまちづくりの一環として町職員が一体となりフェイス——整理、整頓、清掃、清潔、習慣活動、伊根浦保存会、日の出会、老人会等によるボランティアによる清掃を実施いただいておりますが、なかなかごみが捨てられる量に対し回収が追いついていないと思います。この状態では、ごみはなくなるものがなく、永遠にこの事業を続けていかなくてはいけない事業とも言えるのではないのでしょうか。

公海での釣りに対しては国民はひとしく平等であり、平等に利用することが認められていることは周知の事実であり、陸からの釣りは禁止された漁法ではなく、遊漁者の誰もが認められた漁法であります。漁業法で禁止されていない釣りについて、条例化によって釣り客を束縛し、あるいは規制をかけることは国民の自由、基本的な人権の尊重にかかわることにつながることであり、基本的な遊漁者のモラルの問題であり、釣り客にマナーを守るよう看板を設置するなど啓発によるほか極めて困難なことであるということは、以前の先輩方の一般質問の中で町長のご答弁として理解しております。

しかしながら、漁港施設における事故防止等について直接的に定めている法令はありませんが、施設の安全性に問題があって事故が発生した場合の損害賠償という側面から見ると、民法717条等の適用を受けることが考えられます。また、立入禁止措置を罰則で担保する根拠法としては軽犯罪法が挙げられます。自分が調査したところによると、漁港施設からの釣り人の転落事故について直接的な判例は確認できませんでしたが、参考となる判例は数多く出されており、これらの判例で示されている瑕疵、すなわち施設の安全性が欠けている状態について考えると、当町の漁港施設をはじめとする公共施設において速やかに事故防止対策、釣りの規制は検討する必要があると考えます。

不特定多数の人が自由に入出入りすることは漁業者の作業上、保安上問題であります。漁港施設は関係業者の産業活動を中心とした施設であり、一般人の利用を想定した公園などとは根本的に性格が異なるものではないのでしょうか。他市町では漁港施設における事故を契機に、一定のルールのもとに漁港施設を部分的に開放し、安全対策を講じていない施設から安全対策を講じた施設に釣り客を誘導することによって事故防止を図っている漁港もございます。

伊根地区の要望書にもありますように、カルビについては安全上の観点からも漁港施設への進入禁止措置が必要ではないかと思えます。また、近年増加の著しいアオリイカ釣り、ジギングというのでしょうか、伊根町はなぜかアオリイカの聖地というふうにも言われているようです。ですが、淡路島等をはじめとして、アオリイカの産卵期の釣りを禁止する漁港もふえてきております。あくまでローカルルールとして制定されているようですが、一定の効果も出ているようでございます。漁業関係者の方から聞いた話では、一本釣りに漁業権として設定すれば、アオリイカ釣りの規制も可能になるのではないかという話も聞いております。すぐにここまで踏み込むべきだとは思いませんが、この状態が続くのであれば検討していかなくてはならない問題であろうと思えます。

また、全ての釣り客が決してごみを喜んで捨てて帰るとは限りません。他人のしたごみを持って帰り、来たときよりもきれいに清掃してお帰りになられる釣り客もいらっしゃいます。彼らが言うには、ごみ箱がないのも散乱する要因ではないかというような意見もいただいております。すべからず、ごみはお持ち帰りいただくのがベストなのでしょうが、試験的にごみ箱を設置し、そこに集積させ、パトロール事業で回収するのも一つの案なのかもしれません。大阪府の泉佐野市では一度撤去したごみ箱を再度設置することによって、ごみが散乱、ポイ捨てが少なくなり、収集事業のスリム化が図られたというデータもございます。

そこで、カルビ海岸をはじめとする個人の私有地進入禁止や釣り、バーベキューの禁止区域等を盛り込んだ一定のルールを整備するお考え、ごみの不法投棄のパトロールや釣り、観光客に対するごみ等のマナー啓発を実施し、投棄防止対策を図るとともに、ごみの回収が行えるようなさらなる仕組みづくりを整備するお考えはないか、ご所見をお伺いいたします。

そして、最後の項目でございます。

観光協会の調査によると、伊根湾沿いに立ち並ぶ238軒の舟屋のうち約40軒が空き舟屋となっていると言われており、その保存や活用について抜本的な施策が求められております。当町の空き家バンク制度により、制度に登録された物件についてはある程度の移住希望者の選別は可能でございますが、登録されていない物件については、平成23年度にまとめられた伊根浦観光振興ビジョンにそぐわない移住希望者を含む不特定多数に譲渡、賃貸等される懸念がございます。商工会で視察しました石川県七尾市でも実施されているように、移住希望者にその活用についての一定の条件を付与したり、移住希望者の資質が適正かどうか判断するための住民による面接等の制度を設けることで、地域生活をおどかさおそれのある移住希望者の進入をあらかじめ回避することが可能になるケースもあると考えます。

豊かな生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めていくに当たり、空き舟屋の活用に向けた物件取り扱い基準の設定及び移住希望者の選定方法の確立、整備を図るお考えはないか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ただいまの濱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

日本の国、観光客ふえておりますね。ことしは1,000万人を超えるという話であります。しかしながら、1,000万人といってもフランスなんかは8,000万人でございますからね、到底、まだまだ太刀打ちができない状況、もっともっと頑張らなければならないわけであります。

最近、我らがお友達じゃなくて、お仲間の南木曾町の妻籠がございまして、そこがかつて100万人の観光客が来ておりました。小さな町でありますけれども、伊根町よりは大きいですが、あの通りに100万人来ておった。それが平成24年には48万人まで下がってきております。48万人まで下がってきておるんですけども、そこに泊まれるのは全部外人、8割方外人ということであります。日本人はどこへ泊まっておるのか。外ですね、全部、妻籠の外。大手ホテルに日本人は泊まるんですね。外人さんは妻籠のその風景に、またその宿に泊まりたがって、ひどいところでも泊まるんですけども、日本人は誰も泊まらないそうです。難しい話ですね、そういうことは。我らが同胞、もう一つお仲間の白川郷も60万人の観光客がどんどんふえてきて160万人を突破した。それがまた逆に100万人ぐらいに下がってきている。ああ、それだけ来たらよろしいな、村長なんて言うておりましたら、そんなこと言うたって客単価は1人数百円だと、そんなことも言うております。甚だ観光というものは難しいものでございます。

そういう中ではありますけれども、町の観光振興策も徐々に功を奏してきたのかなど、そのように思います。議員おっしゃいましたとおり、町並み散策をされる方も年々ふえてきたように思っております。毎年、体験的な宿泊というようなものではないかなとも思うんですね。もっと具体的にそば打ち体験だとか、農業体験だとか、漁業体験だとかそういうものしたいという人は、まだまだ少ないようでありますね。議員おっしゃいますけれども、物見遊山の延長でございましょう。物見遊山といえば、もう本当にイベントや神社仏閣を見に行く。遊山はこれはもう「お湯」じゃなくて「遊ぶ」ほうの字を書くわけでありまして、物見遊山のほうは山里や村を歩いて散策をする、行楽するということでありますので、まさに町内の舟屋群を歩いて散策されるのは物見遊山の一端であろうかなと思っております。

そういった徐々にふえてきているその観光客に対するマナーの啓蒙策が、せんだっての伊根地区区長要望の中でも大変取り沙汰をされました。また、議員おっしゃいますように町内各漁協で魚釣りをする方を見ない日はないほど、たくさんの方が漁港施設等を利用されておるわけでありまして。テントを張ったり、バーベキューをしたり、一晩中集魚灯をたいたり、そして帰るときにはごみを放置するなど、交流人口の増加が逆に住民生活環境の悪化や、住民とのトラブル発生増加につながっていかないか、我々も懸念をしているところでございます。

しかしながら、伊根町では第5次の総合計画におきまして交流人口の倍増を図ることを目標の一つとしております。伊根町を訪れる方々を排除するのではなく、できる限り多くの人々に来ていただき、町の活性化、振興、発展を図る共存共栄を目指しております。良識のある方ばかりなら問題はないのかもしれませんが、なかなかそうはいかないわけでありまして。トラブル防止のための一定のルールづくりは我々も必要と考えております。このルールづくりに関しましては、伊根浦観光振興ビジョンの中でも観光ルールの設定の必要について記載しており、現在、今年度に共に育む「命の里」事業で立ち上がった伊根浦創造塾において、地域の課題の一つとして検討いただいております。素案ができましたら、関係者等への意見照会等もあると思っております。そのように考えております。

また、私有地や民家の侵入については、これも区長要望時の懇談の際にも申し上げたことでもありますけれども、私有地の侵入については犯罪でございまして。私有地や民家、とりわけ舟屋、そういったものに勝手に入るといことは犯罪であります。これは警察に通報し取り締まさせていただくのが、これは早くございまして。そして、これらの規制のための看板設置の要望もございましたけれども、看板だらけのまちでは景観が損なわれますので、効果的、効率的な設置場所の検討、看板のデザインにも配慮していかなくてはならないと考えます。また、私有地につきましては、行政の管理下でないわけでありまして、なかなか手は出せないわけでありまして。カルビにつきましては、これもまたそのときの懇談会で申し上げましたけれども、住民の皆さんが不都合を感じない、納得をいただけるのであれば、釣り客のロックアウトはさせてもらいますと。それ相応のちゃんとしたもので、釣り客がそちらへ、車は行けんようにできますけれども、釣り客もすべからくというのはなかなか難しいかなと思っております。そのような方策はとらせていただく予定でございまして。

また、ごみの投棄防止や回収の仕組みづくりでございまして、ごみの回収につきましては、来年度も引き続き日本で最も美しい村の活動の一環としてごみパトロールを実施してまいりたいと考えております。また、割れ窓理論にもあるように、ほっておけば悪くなるばかりあります。官民協働の清掃活動や清掃イベントも引き続き実施したく考えております。いずれにしましても、住民、観光関連団体一緒になってよい方策というものを考えたく思っております。

ごみ箱の件でありますけれども、ごみ箱の設置、釣り客はどうなんですかね。以前申しましたけれども、蒲入のロードパークがございまして、そこにごみ箱が設置してありました。そのごみ箱が設置してあった時代、5月の連休が終われば山ですね、もう本当にごみの山でありました。それを地元の婦人会の皆さんや株式会社の皆さんで大変仕分けを手でされて、ひどい目に遭われておりました。私、そのときに申し上げたのは、撤去せよであります。ごみ箱撤去、しました撤去を。それ以来、そういうようなあのロードパークでの状況は見なくなりました。わかりませんよ、道路のほかに、外に落ちているという可能性もございまして、そういう状況はなくなりました。天橋立でも置いてあるんですね、ごみ箱が。ふだん、少々ならいいんですけども、本当に観光客が集まったときは同じですね。見苦しいもの最たるものですね。よくもこれが日本三景の一つだと思えないく

らいごみの散乱状況であります。そういう意味で、どちらがいいのか一度検討をさせていただきたいなと思っております。

次に、空き舟屋の活用に向けた物件の取り扱い活用基準及び移住希望者の選定方法を確立、整備をする考えはないかとご質問でございます。

議員の通告書を2行読んだだけでは、今言われたようなことはなかなか判読できませんでしたので、単に文面からの答弁といたしましては、空き舟屋はあくまで個人の財産でありまして、基本的な取引というものは民間と民間の取引でございます。買った人の制約としては重伝建の規制や制約、そういうものはしっかりと守っていただきます。しかしながら、個人の財産の取り扱いについて、町があれこれ制限や基準を設けるのはなかなか難しいのかなと思っております。また、移住者を選定するような基準を設定することは、差別等の人権問題に発展することを危惧しておりますので、現在はそのような基準づくりは考えておりません。しかし、議員、よい例をご紹介願いましたので、こちら研究をさせていただきまして、そのような方策がとれるのか検討をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ありがとうございます。

私有地については、町長おっしゃるように個人の範囲内で警察に通報いただく、一番それがベストなのかもわかりません。ただ、漁港施設、これについて立入禁止という看板が出されている漁港もありますけれども、実際問題たくさんの方が入ってこられて、安全対策が講じられているかという、もう正直全く講じられていないですよ。これ事故のあった場合に、もし訴訟になれば、先ほど申したような事例も出てくる可能性があると思います。現に網の上を車をUターンさせるために通行すると、もうあり得ないような現状もあるわけです。漁港施設についても町長の見解があればお聞かせ願います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 漁港施設につきましては、ちょっと漁連さんの——漁連じゃなくて、今、漁業協同組合さんですね、府一になりましたので、そちらのほうといろいろと話し合いをさせてもらっておるんですね。私有地でありながらオープンですから、どっからでも入ってこられるんですから。それを嫌なんだったらしっかりと制限できるように、そういう状況に持って行って禁止をする。開放するなら開放せえと。それらしい設備にしてお金を取って、それで一緒にやっていったほうがいいんじゃないかと。

また、ほかに議員おっしゃいましたね、伊根湾なんかを全部船をおろすのは禁止にする、それはできない、係留するのを全面禁止はできない。だけど一角そういう場所を設けて、そしてあとを禁止していく、そういう方策もあるわけでありまして、町としても指導というわけにもいかないんですけれども、今は難しいですね、これは。漁協さんと株式会社さんと、それから伊根町と国の岸壁、そういうのが入り組んどって、それを誰が指導して行ってそれをやるのかというのが難しくあります。難しくありませんけれども、やっとこさ、そういう話が今できるようになってきました。まだちょっと片づいておりませんが、いろんな漁港に放置してある船につきましても、漁業協同組合さんとお話をして、一つについては町が撤去をし、始末をします。始末をした代金は個人さんに請求をします。また、わからない船については、これも一旦、伊根町と漁業協同組合と一緒にお金を出して処分しようじゃないですかと、その後来るのは徹底的にもう精査していこう。ましてやあいているところにはとめさせないんだったら、もうトラロープなんかでは、すみませんね、しっかりと進入禁止の入れないようにする、とめさせるならとめさせる、そういった方策を一緒に考えましようという、その協議の場が設けてできましたので、その方向で進めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたします。

少し時間長いですが、4時10分まで、25分間休憩をいたしたいと思います。総務委員会と産業建設委員会のほうで調査研究をしていただきました。それをまとめていただいておりますので、この休み時間中に町長のほうへ提言書としてお渡しをしたいというふうに思っています。少し時間長いですが、よろしくご協力お願いいたします。

休憩 15時45分

再開 16時10分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 意見書案第5号

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各会派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長ほか関係大臣宛てに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第4 意見書案第6号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、意見書案第6号 「小規模企業基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

既にお手元に写しを配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

お諮りをいたします。本案につきましても、各会派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

意見書案第6号 「小規模企業基本法（仮称）」の早期制定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長ほか関係大臣宛てに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第5 議員派遣

○議長（宮下愿吾君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本件については、会議規則第118条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第

74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回伊根町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会も議員各位のご協力を得まして、予定どおり閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

この1年間、振り返ってみますと、内外ともに台風、大雨と自然災害による大きな被害が出た1年であったかと思えます。幸い当町におきましては、台風18号による被害が一部出ましたが、大きな災害もなく平穩に推移した1年でなかったかと思えます。ことしもあとわずかとなりました。来年もぜひよい年となることを祈念いたしたいと思えます。

最後になりましたが、皆様ご家族おそろいでよき年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 16時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員